公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１１３号
福島県本宮市本宮字塩田入47番地５
債務者　齋藤　圭一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４０１４号
大阪市住吉区遠里小野３丁目９番３号、前住所大阪市住吉区長居３丁目７番２号
債務者　カラオケスタジオ響こと　永野　**邦**夫
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８０号
大阪市平野区瓜破２丁目１番36号　メゾンド・ギャルソンＶ　101号
債務者　**吉**田英喜こと　朴　　英鉄
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武石　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４号
静岡県浜松市中区砂山町620番地の１　エスタビルド203
債務者　渡**邊**　愛子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６６３号
名古屋市西区則武新町１丁目28番３号　市営南押切荘西３棟302号
債務者　松本商店こと　松本　　剛
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市吉野町5774番地11
債務者　堀添　栄一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５９６号
大阪府枚方市茄子作北町５番８号
債務者　槌谷　信雄
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田　智樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０号
三重県四日市市あかつき台３丁目１番地126
債務者　伊藤　壽子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４６４２号
大阪市淀川区新北野２丁目６番23―102号
債務者　浅川　　寛
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７４号
大阪市淀川区三国本町２丁目２番16―401号
債務者　山本　弘一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　雄毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２２号
神戸市須磨区神撫町１丁目１番11―404号、前住所神戸市灘区船寺通４丁目２番15号
債務者　野田　明利
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６４１号
大阪府豊中市岡上の町３丁目５番14―402号、前住所兵庫県尼崎市昭和通４丁目124番地尼崎スカイハイツ702号
債務者　ファッションギャラリーエリナこと　辻本　義通
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱﨑　千草
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６０号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―505号、前住所大阪市淀川区西宮原３丁目３番５―113号
債務者　石川　祐一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　敬史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９１号
堺市美原区黒山408番地15
債務者　林　　芳弘
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２８７号
埼玉県川口市大字木曽呂545番地の14
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８７号
札幌市西区二十四軒４条７丁目４番25号　メゾンジューヌＤ―302号
債務者　菊地　浩貴
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺信勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部